

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成26年9月29日（月）18:58～19:20
- 2 場所 永田町合同庁舎8階C会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

#### <関係省庁>

佐藤 美幸 厚生労働省医政局医療経営支援課長

水野 忠幸 厚生労働省医政局医療経営支援課課長補佐

黒田 泰弘 厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人指導官

#### <事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室室長

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 医療法人ガバナンス
- 3 閉会

---

○藤原次長 早速始めさせていただきます。

医療法人の関係でございますけれども、理事長の要件につきましては前向きな御回答も頂戴しておりまして、また臨時国会に向けての議論を既に開始させていただいておりますが、その過程で医療法人のガバナンスの問題について委員サイドからぜひ状況をお聞きしたいということがございましたので、再度おいでいただきまして御説明をお願いできればと思っている次第でございます。

これは公開でよろしいでしょうか。

○佐藤課長 公開で結構です。

○藤原次長 それではお願いいたします。

全体の時間が30分でございます。では、八田座長、よろしくをお願いいたします。

○八田座長 どうも遅くにお越しくださいませ、どうもありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いいたします。

○佐藤課長 医療法人の透明化の確保とガバナンスの強化についてということでございますが、これにつきましては私どもで今、医療法人の事業展開等に関する検討会というものを開催してございまして、この資料につきましては、そのときの検討会の資料になってございます。そういう意味で特段、公開ということで全く問題はないということでございます。

中身についてですが、1ページおめくりいただきまして平成26年6月の閣議決定の規制改革実施計画におきまして、医療法人の経営の透明化、適正化ということで、ここで3点、検討を行うということを言われております。

1点目が、一定規模以上の医療法人につきまして外部監査を義務づける。

2点目につきましては、これは一般社団法人や一般財団法人と同じように、医療法人の理事長、理事につきまして忠実義務と損害賠償責任等を課して責任範囲を明確化する。

3点目は、メディカルサービス法人、いわゆるMS法人と言われていますが、これと医療法人の関係の適正化など、法令遵守体制を構築するための方策を検討すること。また、次のページをおめくりいただきまして、これは先般、参議院の厚生労働委員会で可決されました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議でございまして、一定の医療法人の計算書の公告を義務化することについて検討するとされています。この4点が医療法人の透明化とガバナンスの強化ということで言われておりまして、これについて今、検討をしているところでございます。

4ページ、1つ目が外部監査の状況でございます。これにつきましては左から医療法人、社会医療法人、社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人と、他の法人制度も含めて状況をまとめてございます。現状、医療法人ではあくまでも望ましいということで、病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の場合、外部監査を行われることが望ましい、特に負債額100億円以上の法人は公認会計士または監査法人による監査を受ける指導を受けることが望ましいという形になってございます。

右に行きまして社会医療法人というのは、これは法律で決まっておりますが、社会医療法人債を発行する際に財産目録とか貸借対照表を公認会計士または監査法人に提出をして、監査報告書の届出が必要というふうになってございます。

そのほか社会福祉法人、一般社団・財団法人は各々資産とか負債額によって、社会福祉法人はあくまでも通知がありまして望ましいとなっておりますし、一般社団とか一般財団につきましては法律、公益も同じく法律、学校法人も法律、株式会社も法律により定まっております。

この上で、今後どういうふうに外部監査の義務づけをやっていくかということについては、一定規模以上ということでございますので、範囲を今、どのぐらいまでいいかという

ことで検討をいただいております。

2番目でございます。理事の忠実義務ということで5ページにございますが、一般社団法人と一般財団法人に関する法律には、忠実義務、競業及び利益相反の制限、次のページに行きまして、111条のところに損害賠償責任というものが出ております。同様に医療法人もこういう義務をどうするかということについて、検討をいただいているということでございます。

3点目、関連の当事者、先ほど申し上げましたMS法人と言われるものとの取引についてどういうふうになっているかということでございますが、現状は財務諸表に注記をするとされています。その関連当事者の範囲については、関係法人とか当該医療法人と同一の関係法人を持つ法人とか、役員及びその近親者が支配している法人、こういうものについて下に記載がございますが、医療法人の会計基準というものが任意になってございますので、あくまでも現在は任意でこういうことをやっている。ただ、一方で社会医療法人については省令で決まっておりますので、これについては事業報告をすることになっております。

そのほか学校法人は一部、事業報告になっている部分がございますが、株式会社も財務諸表に注記をすることになってございまして、これにつきましては学校法人と普通の会社のところについては省令で定まっている。それ以外は社会福祉法人については原則適用になってはいますが、これを省令等に上げるかどうかということで現在、検討していると聞いております。

会計基準につきましては、これはあくまでも平成26年の2月に4病院団体協議会、これは全日病、日病の4病院団体が、一般に公正妥当と認められる会計の慣行を具体化するものを1つとして取りまとめるということで、考え方について整理をしたものでございます。ただし、一般の一人医師の医療法人については適用することを前提としたものではないという、限定的になっている部分がございます。

一番最後のページになりますが、財務諸表等の公告等ということにつきまして、現状におきましては医療法人も社会医療法人も義務化はされておられません。社会福祉法人については通知によってインターネットを活用した公表の義務化、一般社団・財団法人については貸借対照表を公告するようになってはいますし、公益社団・財団法人もそのようになっております。

株式会社も貸借対照表については公告するようになってございまして、その※印にあるとおり、大会社については貸借対照表と損益計算書となっております。これにつきましては検討をいただいておりますが、反対の意見がないと現状では思っています。ただし、まだこれは検討中でございますので、その点は御理解をいただければと考えてございます。

説明は以上でございます。

○八田座長 御説明ありがとうございました。

○原委員 どうも大変ありがとうございました。

先般来の医療法人の理事長要件のお話の延長上できょうお伺いをしたいのですが、少し

だけ補足をさせていただきますと、理事長要件の話というよりも、最終的な目的というのは医療法人あるいは医療分野の経営の質をいかに高めていって医療サービス全体の生産性という言葉がいいのかわかりませんが、生産性なりよりよいサービスが提供されるような環境をいかにつくっていくのかという、最終ゴールがそこにあって、理事長要件の問題というのはその第一歩といいますか、必ずしもお医者さんだけではなく、よりの確な経営のできる人にもっと入ってきていただけないかという位置づけができるのかなと思っておりまして、そんなことでそういった方向性に向けての御検討がどんな形で進められているのかということをお伺いできればと思ってきょうお伺いをさせていただきます、方向性としては今、私が申し上げたような理解で、そんな方向に向かって厚生労働省さんは検討されていると思ってよろしいのでしょうか。

○佐藤課長 質の高い医療といいますか、今検討をしている、医療法人の透明性の確保やガバナンスの強化というのは、そこを目指しているということではあると思います。それは間違いのないお話だと私は考えております。

○原委員 その中で理事長の経営者の質の問題というのは議論にはなっているのでしょうか。これは検討会をつくって議論をされているのですね。

○佐藤課長 そうです。理事長の質というところの議論は余りなくて、医療法人としてちゃんとやっていくべきことはこういうことではないかという議論だと認識しております。考え方としては理事長の個人に着目をしてというよりも、医療法人全体のガバナンスということかなと思います。

○原委員 わかりました。規制改革会議と附帯決議とがばらばらの項目になっていて、何でこうなっているのか。全体として御検討はされているということですか。

○佐藤課長 実は医療法人の事業展開等に関する検討会というのは、全ていろいろな医療法人に関する検討を、日本再興戦略の中で言われています非営利ホールディングカンパニー型法人制度ですとか、様々なご指摘をひっくるめて、例えば医療の国際展開とか、これは社会保障制度改革の国民会議の報告書などでいろいろ医療法人を言われていることがありましたので、全体をまとめて検討しているということなので、規制改革会議とか法律で決まったもので附帯決議で言われたものも入っているということでございます。

○原委員 全体を束ねてそこで検討されていらっしゃるのですね。

それから、ガバナンスとかそういった議論をするときに、恐らく時々出てくる議論かと思うのですが、保険者によるガバナンスの議論といいますか、端的に言えばよりよい経営をすれば診療報酬とかそういうところで一定のインセンティブが得られるとか、そういった仕組みについての御議論というのは検討会でされているのでしょうか。

○佐藤課長 私も申しわけありません。7月からなものですから、現状ではやっていないと聞いています。

○黒田指導官 医療提供体制という部分に着目した検討がメインでございます。

○原委員 それはその検討会以外の場でも、余りそういう御検討は、これは競争力会議

なんかでも若干そういう議論はしていたと記憶しているのですけれども、余り。

v

○佐藤課長 局が縦割りになっているかもしれませんが、少なくとも今回の医療法人の検討会では、その議論というのは入っておりません。

○原委員 先生、何かございますか。

○八田座長 私はもう少し初歩的なのですけれども、監査が望ましいというような基準になっているものを、今、規制改革実施計画に基づいて、一定規模以上の医療法人について外部監査を義務づけることを検討しておられるということですね。それにも大体の工程表といえますか、いつごろ決まることになっているのかということと、今、大体どのぐらいの規模でという線になりつつあるかという幅を教えていただければと思います。

○佐藤課長 そのこの1ページに出ておりますが、26年度中に検討して結論を出すとなっておりますので、遅くとも今年度中には結論をいただくというふうに考えております。ただ、法律改正が必要になると思いますので、それを受けてどの時点で法律改正をするかということになるのではないかと考えております。

もう一つは、これは検討会で御議論をいただくことだと認識しておりますが、先ほど4ページ目にありました例えば一般社団法人であると負債額200億、社会福祉法人であると資産額が100億というのがありますので、医療法人の場合は300億とか500億ということではなくて、この辺りが目安かなと思っておりますが、先ほど申し上げたとおり、私どもで幾らと決めるのではなくて、少なくとも検討会の先生たちにどのぐらいが妥当であろうかというのは、検討していただければと思っております。

○八田座長 そのときの基準ですね。事業者にとってはもちろんこれは高ければ高いほどいいのですけれども、検討される先生方が判断されるときにの基準というのはどんなものでしょうか。既存の人たちはなるべく監査はして欲しくないというときに、ガバナンスの観点から、一定規模以上に対象を限る際の、筋道の通った理由としては何かあるのでしょうか。それ以下に下げない理由は。

○佐藤課長 例えばほかの一般社団法人や社会福祉法人で、どのぐらいの割合が義務づけられているのかとか、そういうものを見ていきながら決めるのかなと考えております。

○八田座長 そこにそもそも余りいい根拠がないとすれば、みんな根拠なしで宙ぶらりんのところでお互いに頼り合ったらまずいと思うのですが、最終的な基準ですね。何で小さいところに下げてしまうとまずいのかという、そこが先生たちで議論されるというから、先生たちは何を考えてそういう根拠にされるのでしょうかね。

○黒田指導官 委員から具体的な意見として出てきているというわけではないのですけれども、医療法人の場合は一人医療法人といまして、結構そういう小規模な医療法人も多いものですから、監査を入れることに関して費用負担がどれぐらい負担感があるのかとか、あと透明性の確保の必要性というところのバランスみたいなものは各委員の先生方の御意見を聞きたいと思っております、そこが論点になるところかなと思っております。

○原委員 先ほど保険によるガバナンスのところ、部局が別というお話だったのですけれども、もし何か省内での議論の状況がおわかりになるようでしたら、後で結構ですので、といたしますのはガバナンスの議論として企業でのコーポレートガバナンスの議論で言うと、最近の成長戦略でやっていますのは例えばスチュワードシップ・コードとか機関投資家がお金を出している、出資をしている主体として企業のガバナンスを役割として非常に大きな位置づけを占めるということで、そのスチュワードシップ・コードなんていうものをつくったりしているのですけれども、恐らく医療法人のガバナンスということを見ると、機関投資家に相当するような役割を果たせる人たちというのは、恐らく保険をかけている保険者の人たちなのだと思うものですから、そこがうまくよりよい経営をする方向に誘導していくような仕掛けがつけられると、全体の医療法人のガバナンスはよりよく機能していくということになるような気がするものですから、ここで今、御説明いただいたような取り組みもそれぞれに非常に重要な課題だと思うのですけれども、そのあたりもぜひ教えていただけましたら。

○佐藤課長 そういうことが検討されているかどうか確認して、また御連絡をしたいと思えます。

○八田座長 1つだけ最後に、社福のところ収支決算額10億円以上の法人というものがあるのですが、これは収入が10億でいいわけですか。それとも収支のギャップですか。4ページの表で社福のところ公認会計士を義務づける条件として資産額云々の後で、収支決算額10億円以上の法人というものがあるのですが、これは収入が10億あるということなのですかね。

○佐藤課長 それも部局が違うので確認をしまして、先ほどの点と併せて御連絡をさせていただいてよろしいでしょうか。

○八田座長 もちろんです。というのは国立大学法人は、収入が20億円ぐらいのところでも普通に公認会計士監査を入れていますが、監査法人を入れることの財政負担がそれで特に大きいとは認識されていません。その程度のところの規模だったら十分やってくれるのではないかと思います。

どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。